

お客様各位

令和8年7月吉日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

福島信用金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、以下の追加対応を行うこととしましたのでお知らせいたします。

当金庫では、今後もお客様に満足していただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

手形・小切手の最終振出期限の設定

○最終振出期限：令和8年9月30日

- ・手形・小切手の最終振出期限を令和8年9月30日（水）とします。期限日以降に振出された手形・小切手は当座勘定からの支払いができません。
- ・また、当金庫の手形・小切手をお受け取りになる場合も、振出日が令和8年9月30日までであることをご確認ください。

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

○受付終了日：令和8年9月30日

- ・令和8年9月30日（水）をもって他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します（入金先の口座は、当座・普通・定期預金等の各種預金を含みます）。
- ・なお、当金庫の各支店を支払地とする手形・小切手については、引き続き受付可能です。

2. 備考

- （1）当金庫の手形・小切手の全面的な電子化に向けたスケジュールについては別紙を参照ください。
- （2）また、当金庫では手形・小切手の代替サービスとして、「でんさいネットサービス」や「インターネットバンキング」をご用意しております。ご相談やお申込はお取扱店までお問い合わせください。

以上

〈当金庫の手形・小切手の全面的な電子化スケジュール〉

年 度		令和 8 年度		令和 9 年度
当金庫の取組		※手形帳・小切手帳発行受付終了 ※手形帳・小切手の ※他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い終了		※手形・小切手の取扱終了 最終振出期限
振出の お客さま	発行	新規発行可能 (～令和8年3月)	新規発行不可 (令和8年4月～)	
	振出	振出可能 (～令和8年9月)	振出不可 (令和8年10月～)	
受取の お客さま	入金	入金可能 (～令和8年9月)	入金不可 (注1) (令和8年10月～)	
	取立	取立可能 (注2) (～令和9年3月)		取立不可 (令和9年4月～)

(注1)…令和8年9月30日までに振出された当金庫の各支店を支払地とする手形・小切手は継続して入金可能です。

(注2)…ただし、期日が令和9年3月までに限ります。

〈参考：これまでの手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応〉

実施時期(予定も含む)	取組の内容
令和 7 年 3 月	福島県内 1 5 金融機関による手形・小切手の電子化に向けた連携の開始
令和 7 年 4 月	手形・小切手発行を伴う当座預金の新規開設停止
〃	払戻請求書（出金票）による当座預金の払戻の開始
〃	令和 9 年 4 月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止
令和 8 年 3 月	手形帳・小切手帳の新規発行受付終了